

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： インド国北東州道路網連結性改善事業（国道208号・127B号線）準備調査（QCBS）

案件番号： 19a00586

## 【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 特記仕様書案
- 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第4章 契約書（案）

2020年1月15日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年1月15日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国北東州道路網連結性改善事業（国道208号・127B号線）準備調査（QCBS）
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：  
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2020年3月 ～ 2021年2月

### 4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：【契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp】

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

【事業実施担当部】

南アジア部南アジア第一課

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

#### 1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の

者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

2020年1月31日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

（２）提出先・場所

上記４．窓口のとおり（[prtm1@jica.go.jp](mailto:prtm1@jica.go.jp)宛、CC: Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp）

注１）原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

（４）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2020年2月7日 12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限りです。

注２）持参の場合、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイト

提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部  
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみ	40%以下

をもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2020年2月25日(火) 11時30分~12時30分

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室(予定)

➤ 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較し

て、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年3月10日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。



契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイトに契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達に適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名



- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

### (2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのよう

な場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 12. その他留意事項

### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

#### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

#### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

## 第2章 特記仕様書案

### 1. プロジェクトの背景

インドにおいて、道路は鉄道と並び国内の運輸部門を支える重要な輸送手段として、旅客輸送の85.2%、貨物輸送の62.9%を担っている。人口増加・経済成長に伴い、登録車両台数は、2001年以降、年率約11%のペースで増加しており、2020年には登録車両台数が2.5億台を超える見込みにある。自家用車両の保有割合の増加が今後も見込まれる中で、旅客及び貨物の輸送効率の改善が大きな課題となっている。

かかる状況に対応するため、道路交通省（以下、「MoRTH」という）は2001年から国道開発計画（National Highways Development Project）を開始し、首都デリー、西部のムンバイ、東部のコルカタ、そして南東部のチェンナイを結ぶ「黄金の四辺形」をはじめとする大都市間の道路整備を進めてきた。2015年には、当初計画の全区間（7,522km）の道路建設工事が終了する等、主要幹線道路整備が進みつつある。

一方、北東部地域においては全国と同様に登録車両台数は増加傾向（年率約10%：2015年度北東部委員会基礎統計データより）にあるものの、道路整備の遅れが顕著である。同地域における全道路の舗装率は28.5%（全国平均：63.4%）、国道における2車線以上道路の比率は53.0%（同77.9%）であり、土砂災害対策のための斜面舗装や排水路整備が進んでいない地域も多くみられる。

このような道路整備の遅れは、同地域内での安定した物流の阻害、さらには経済開発の遅れに繋がっている。同地域の一人当たりGDP（2015-2016年）は76,540インドルピーと、全国平均の112,432インドルピーと比較して低く、地域格差が大きな課題となっている（インド準備銀行の統計データ）。同地域の地域経済開発にむけては、石炭等の資源が豊富なことから鉱業や果樹・花卉等の高付加価値農業が産業として有望視されているものの、貧弱な道路インフラにより域内外との連結性が十分でなく、かかる産業への投資を促進するに際しても、経済活動の基盤となる道路網改善が必要となっている。

「北東州道路網連結性改善事業（国道208号線・127B号線）」（以下、「本事業」という。）が対象とする国道208号線は、トリプラ州を縦断し、バングラデシュ（以下、「バ国」という。）第二の都市で最大の港湾都市であるチッタゴンに至る道路に結節する国際流通網の一部を形成している。同地域において、インドはバ国に対し竹を含む農産物、果物や大理石等の鉱業資源を輸出し、加工石材、レンガ、タイル、セメント等の建設資材を主に輸入している。両国間の交易はトリプラ州都のアガルタラを經由しバ国国境に位置するアカウラ通関所を通じて行われているが、本事業によりトリプラ州南端の国境サブルームを經由することが可能になることで、インド国内からチッタゴンまでのアクセスを短縮する新たな流通経路が整備されることとなる。さらに、サブルームから接続するバ国側での回廊区間（ラムガール（バ側国境名） - バリヤルハット間）では、日印開発協力事業の一つとして、「クロスボーダー道路網整備事業」を通じた橋梁改修支援が行われている他、産業集積地開発が進められるマタバリ地域に至る国道（チッタゴンと国道1号線で結節するチャカリア - マタバリ間）を「マタバリ港開発事業」を通じ整備予定である等、本事業はバ国側で進められている連結性・地域開発事業との高い相乗効果が期待される。また、本事業の対象地域であるインド北東部地域では、本事業との関連性が高い既往4案件（「北東州道路網連結性改善事

業（フェーズ1）～（フェーズ4）<sup>1</sup>）が事業実施中もしくは準備中であり、北東州地域における継続的な支援となる。

同様、127B号線は、アッサム州スリランプルにおいて、インドを横断する「東西回廊」の一部である国道310号線と結節しており、北東部地域とインド他地域を結んでいる。また国道127B号線は、ブータンから北東部地域を縦断しバ国へと接続する国際回廊の一部も成す。

本事業にてこれら幹線道路を整備し、同地域における国際流通網の機能向上を図ることは、北東部地域内外の連結性の向上、人とモノの動きの活性化等を通じた経済効果発現や地域の安定に貢献する事が期待され、自由で開かれたインド太平洋構想の実現に資するものである。また、インド政府は、さらなる自国の発展に向けて3か年行動計画（Three Year Action Agenda：2017年4月～2020年3月）を策定し、その最重要課題の一つとして、北東部と隣接国の連結性の強化を掲げており、本事業は、こうした政策方針と一致するものである。

このような背景を踏まえ、インド政府は日本政府に対して、インド北東部の国道208号線（トリプラ州）及び国道127B号線（アッサム州・メガラヤ州）の新設及び改良にかかる事業の実施を要請した。

本調査は、このインド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国有償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

## 2. プロジェクトの概要

### （1）事業名

北東州道路網連結性改善事業（国道208号線・127B号線）

### （2）事業目的

インド北東部地域のトリプラ州コワイ（Khowai）からサブルーム（Sabroom）までを結ぶ国道（総延長約163km）及びアッサム州スリランプル（Srirampur）からメガラヤ州トゥラ（Tura）を結ぶ国道（総延長約148km）を新設・改良することにより、同地域の域内外の連結性向上を図り、もって同地域の経済発展の促進に寄与するもの。

### （3）事業概要

- 1）国道208号線：トリプラ州コワイ～サブルーム間の2車線道路（橋梁、排水路、バイパス等含む）の改良及び拡幅（約163km）
- 2）国道127B号線：アッサム州スリランプル～ドゥブリ間の2・4車線道路（橋梁、排水路、バイパス等含む）の一部新設、改良及び拡幅（約54km）
- 3）国道127B号線：メガラヤ州ファキルガンジ～トゥラ間の2・4車線道路（橋梁、排水路、バイパス等含む）の一部新設、改良及び拡幅（約94km）
- 4）コンサルティング・サービス（設計、施工監理等）

なお、インド政府が先行して上記区間において、F/Sにあたる Detailed Project Report（DPR）を策定済（一部策定中）。本調査対象の各区間の位置関係については、別添4の地図資料を参照のこと。

<sup>1</sup> 本調査対象の各区間の位置関係については、別添参考資料（地図資料）を参照。

(4) 対象地域  
トリプラ州、アッサム州、メガラヤ州

(5) 実施機関  
国道インフラ開発公社（以下、「NHIDCL」という）  
メガラヤ州公共事業局（以下、「メガラヤ州PWD」という）

※上述の2. (3) 事業概要における対象区間1) および2) については、NHIDCLが実施機関となり、3) についてはメガラヤ州PWDが実施機関になる予定。なお、4) についてはどちらも含める。

### 3. 業務の目的

調査要請のあった北東州道路網連結性改善事業について、当該事業の目的、概要、事業費、実施スケジュール、実施（調達・施工）方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、我が国償資金協力事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的とする。

### 4. 業務の範囲

本業務は、北東州道路網連結性改善事業（国道208号線・127B号線）について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するもの。作成された右報告書等に基づき、調査の結果を先方政府に対して説明・協議を行うものとする。

### 5. 実施方針及び留意事項

#### (1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を当機構が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、実施機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な合意形成を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、提案されているもの以外の新規提案（コンポーネントや施工方法、調達内容などの取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討すること。また、JICA 及び実施機関と十分に協議を行い、重要な事項についてはJICA の承認を得ること。

但し、当該審査の過程において、本調査業務の結果とは一部異なる結論となる可能性がある可能性に留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

#### (2) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取りまとめに際して、当機構から基本的な基準、取り纏めの様式

等を指示することがある。

- 1) 事業の背景と必要性
- 2) 事業費
- 3) 事業実施体制
- 4) 操業・運営／維持・管理体制
- 5) 調達・施工方法
- 6) 運用・効果指標
- 7) 環境社会配慮

また、審査に当たり必要な項目を追加して調査依頼（契約変更）する可能性がある。

### (3) 関連事業の進捗等の確認

本事業の対象地域であるインド北東部地域では、本事業との関連性が高い既往4案件（「北東州道路網連結性改善事業（フェーズ1）～（フェーズ4）」）が事業実施中もしくは準備中である。実施機関である NHIDCL 及びメガラヤ州 PWD から各事業の環境社会配慮モニタリング結果や調達監理結果等を収集の上、本調査を進めることとする。なお、今後の案件形成に活用すべく、教訓を整理する。

### (4) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）に掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当するため、カテゴリAに分類される。インド政府が既にEIA及びRAPを作成済みであるため、本調査ではまず既存のEIA及びRAPのレビューを行い、不足している記載や内容について整理すること。

既存のEIA及びRAPのレビューの結果、追加の調査（データの更新を含む）や先住民族計画（IPP）の策定等の支援が必要と判断される場合は、発注者・受注者協議して、追加業務の内容を確定し、契約変更を行った上で実施することとする。

### (5) 本邦製品・技術の適用

本事業の対象区間は、多雨地域を通る山岳道路ということもあり、斜面災害対策が重要となっている。このため、インド側からも同様の気象・地形条件にある日本の製品・技術の活用についての期待が高い。そのため、特に斜面災害対策工や舗装等において、本邦製品・技術の適用可能性について分析を行い、適用可能なものは設計仕様を含めることとする。

### (6) 現地資材の活用

先行事業調査の結果に基づき、硬質な石材等が現地で確保できない可能性があり、資材を他州から調達することで、工費が割高になる問題を抱えている。そのため、工事コスト圧縮の観点から、建設資材について極力現地で調達可能な資材を活用する工法を検討すること。

### (7) 概略設計業務の現地での実施

トリプラ州及びメガラヤ州の一部区間については、山岳地帯に位置する道路であり、平地部の道路と異なり、各区間の地形適性に応じた設計が必要とされている。そのため、設計については現地事情に精通する各州の MoRTH 事務所やメガラヤ州 PWD からの情報収集や概略設計案に対するコメントの取り付け等を実施すること。

(8) 他ドナー事業の情報収集

北東部地域、とりわけ、本調査が対象とするトリプラ州、アッサム州、メガラヤ州では、世界銀行（WB）やアジア開発銀行（ADB）等、他ドナーも事業展開していることから、より高い事業効果発現及び効率的な事業の実施の観点から、特に現地調査期間中は他ドナー関係者との意見・情報交換を行い、先方の事業計画に係る情報の入手し、計画策定の参考とする。

(9) 調査におけるジェンダー配慮

先方のジェンダー配慮への意識改革を促すために、ジェンダーの視点を入れた検討を行う。社会セクターをはじめとする、各種調査を実施する際は可能な限り、男女別のデータを入手し、住民協議に際しては、ジェンダーに偏りが生じないように、フォーカスグループディスカッション等の配慮策を講じること。

(10) 技術協力プロジェクトとの連携可能性について

技術協力プロジェクト「インド国持続可能な山岳道路開発のための能力強化プロジェクト」において、山岳道路の計画策定、斜面对策技術や道路運営維持管理等のガイドラインを策定する等、技術移転を実施中である。本調査の実施に際し、同プロジェクトの専門家から聞き取りを行ったうえで、策定予定のガイドラインの完成予定時期を考慮の上、ガイドラインの適用可能性等、連携可能性を検討する。なお、同プロジェクトの専門家との聞き取り等に係る調整については、受注者に相談すること。

(11) 施工時の工事安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイダンス」（2014年9月）（以下、「安全管理ガイダンス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、インドの工事安全・労働安全にかかる法律・基準を確認するとともに、実施機関に対して ODA 建設工事安全管理ガイダンスに係る概要説明を行うことで、初期段階での情報収集および実施機関への理解促進を図る。

工事の安全対策の検討に関しては、本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制、等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特に借入国側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制、等）は、対応をとるべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

また、施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したインドの工事安全・労働安全にかかる法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりインドの他案件事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じて、インドの施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

(12) インド政府機関との協議について

インドでは、ウェブサイトによる情報が他の開発途上国と比較して充実していることもあり、ウェブにて確認可能な基本情報（政策文書や法制度等）を収集するための協議依頼は拒否されることがある。そのため、事前準備の段階でどの情報が入手可能か、あるいは、入手した情報をもとにどういった追加情報が必要か等については事前に適切に確認しておく必要がある。



(13) 現地パートナーとの協力について

本調査では、現地の情報を幅広く入手することが重要となるため、政府機関、民間企業等からの円滑な情報収集のため、再委託等を活用し、インド国内の人材や組織との協力が望ましい。

(14) 交通安全への配慮

先行区間については、山岳部の見通しの悪い道路にもかかわらず、交通安全対策が十分にされていない。そのため、交通安全に必要な施設（ガードレール、ミラー等）設置や対策についても、概略設計等に含めること。

(15) プロジェクト実施スケジュールの配慮（雨季）

今回の対象地域では、5月から10月までは雨季にあたり、同期間中に現地施工することは困難である。この点を踏まえて、プロジェクト実施スケジュールを設定すること。

(16) 業務評定の試行実施

本調査においては、国土交通省の「地方整備局委託業務等成績評定要領の改正について（平成23年3月28日付国官技第360号）」に準じた業務成績評定（テクリス）を試行するが、試行のため評定結果は受注者に通知しない。

なお、JICAのコンサルタント等契約における実績評価は通常通り実施する。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/performance_evaluation.html)

## 6. 業務の内容

### 【現況の確認】

(1) インセプション・レポートの作成、協議

- 1) インド政府からの要請関連資料、Detailed Project Report (DPR) の内容を確認した上で、調査全体の方針・方法及び作業計画を検討し、全体調査計画を策定する。
- 2) 上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。同レポートと併せて訪問予定先での質問事項（案）を事前に整理し、発注者と協議する。
- 3) 現地調査の冒頭に、インセプション・レポートに基づき、インド側実施機関であるMoRTH及びNHIDCL、並びにメガラヤ州PWDに対し、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項等を説明し、内容を協議・確認する。

(2) プロジェクトの背景・経緯の確認

- 1) 南アジア地域または東南アジア等のその他の地域との広域回廊計画の詳細を調査し、とりわけ調査対象地域含む北東部地域の位置づけを確認する。
- 2) MoRTH及びNHIDCLに情報収集のうえ、インドにおける道路整備事業に係る上位計画（全国国道開発計画（NHDP: National Highway Development Program）、バラット・マラ計画（Bharatmala Pariyojana）含む）やインド政府が準拠する広域回廊計画の詳細を確認する。加えて、メガラヤ州政府における道路整備事業に係る計画の詳細についても確認を行う。
- 3) インド北東部および周辺国（ミャンマー、バングラデシュ、ブータン）における道路網整備の現状と課題を調査し、調査対象道路の位置づけ・重要性を

確認する。

- 4) 調査対象地域（アッサム州、メガラヤ州、トリプラ州）及び連結するブータン・バングラデシュ（とりわけ対象路線と連結するチッタゴン、マタバリ地域及び国境の地域）の経済・産業・社会状況・観光資源を把握し、これら道路が果たしうる役割と与える影響を分析する。
  - 5) 本プロジェクト要請の経緯と内容を確認する。
  - 6) 対象州の道路セクターにおける、他ドナーや国際機関の協力実績・予定を確認する。
  - 7) インドにおける国道の設計基準について情報収集し、今回対象区間への適用可能性について検証する。
- (3) 対象道路の現況調査と課題の抽出
- 1) 事業対象道路区間について現地踏査を行い、道路状況（幅員、舗装、周辺地形、維持管理状況、旅行時間）について把握する。
  - 2) また、上記の対象区間について、①国立公園や自然保護地域に含まれる地域、②邦人の立入が不可能な地域、③地形図等の必要なデータを入手できない地域、といった事業対象区間に含めるにあたって制約となる要因について、関係機関等へのヒアリングを通じて特定する。なお、必要な地形図等が入手できない場合、追加の作成範囲および調査手法については、発注者と協議のうえ、内容を確定し、追加業務等については契約変更にて対応する。
  - 3) 上記調査及び関係者のヒアリングに基づき、対象道路が抱えている現状の課題を抽出する。
- (4) 将来交通量の予測
- 1) 事業対象道路全区間にて実施済のインド政府作成DPRの交通量調査の情報をレビューのうえ、既存の交通情報・データを入手する。なお、十分信頼性における交通情報・データが入手できない場合、発注者・受注者協議して、本調査で実施すべき交通量調査の内容と範囲を確定し、契約変更による追加業務として実施する。
  - 2) 交通需要に影響を与える以下の項目について調査する。
    - a) 対象地域の開発計画（対象道路が接続し、影響のあり得る道路、地域の開発計画を含む）
    - b) 対象地域の社会経済指標
  - 3) 事業対象道路区間における開発交通量、誘発交通量及び転換交通量の勘案を予測する。

## 【概略設計と事業効果の確認】

### (5) 自然条件調査

事業対象道路区間について、本調査にて行う概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保するため、以下に示す自然条件調査を行う。ただし、契約締結時点では具体的な調査の内容・範囲を確定することが困難であるため、上述の対象道路の現況調査（現地踏査）等の終了後、発注者・受注者協議して、自然条件調査の内容・範囲を確定し、契約変更<sup>2</sup>を行った上で実施することとする。

<sup>2</sup> 当該契約変更において、追加計上される契約金額には、「自然条件調査」担当の業務従事者に

なお、インド側が実施したF/S（DPR）においても、一部関連するデータが取得されているので、可能な限り既存のデータを活用することとする。本業務については、現地再委託にて実施することを認める。

1) 気象・水文調査

既存情報に係る情報収集を行う。

2) 地形調査<sup>3</sup>

対象：斜面災害対策施工予定箇所、線形変更必要箇所、地形に大幅な変形が生ずる可能性のある箇所。

- ・ 対象箇所及び周辺の地形判読及び詳細踏査
- ・ 道路縦断測量
- ・ 道路及び斜面横断測量

3) 地質調査

対象：地形調査の対象と同じ。

- ・ ボーリング調査（各箇所3本×20m程度を想定）
- ・ 土質試験一式

4) CBR試験

対象：線形変更箇所及びその他必要箇所

(6) 対象区間沿線の産業のポテンシャルおよび課題

本調査対象区間については産業開発が遅れている状況であるが、比較的冷涼かつ雨量の多い気候により、果樹や花卉といった高付加価値型の農業、鉱業、観光業等のポテンシャルがあるとされている。それ以外にも、本道路が整備され市場へのアクセスが良くなること等により、どのような産業開発が見込めるかについて分析することとする。また、本事業対象区間の道路等を利用し、周辺国との物流を行う際の両国間の通関、関税等にかかる制度や規制等を確認・分析のうえ、国境間物流の障壁となっている課題の洗い出しを行うこと。

(7) プロジェクトの計画概要

上記調査及び当機構との協議踏まえ、以下の項目を含むプロジェクトの事業概要を策定する。

1) プロジェクトの目的

2) 主要施設（計画対象道路）の内容

計画の対象となる道路について、その主要な諸元を計画する。

3) コンサルティング・サービスの内容

事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービス（詳細設計・施工監理等）の内容とその規模（M/M）について、計画する。

---

係る報酬及び直接経費（航空賃や日当・宿泊料等）並びに自然条件調査に係る現地再委託経費を想定しています。競争参加者には、可能な範囲内で、競争参加者が想定する「自然条件調査」分の参考見積（契約金額には含めません）の提示を求めます。

<sup>3</sup> 競争参加者は、プロポーザル作成時点で想定される自然条件調査の内容や範囲をプロポーザルにおいて可能な範囲内で提案してください。最終的な自然条件調査の内容と範囲については、本文内に規定している通り契約変更で確定することとなるため、プロポーザルでの提案内容はJICAの予算確保等に係る参考資料との位置づけです。

## (8) 概略設計

上記プロジェクトの計画概要に基づき、以下の項目を含む概略設計<sup>4</sup>を実施する。なお、概略設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照して設計総括表を作成し、発注者に対し適用すべき諸基準等の設計条件を説明し、確認を取る。

- 1) 道路の平面、縦断、横断設計（標準断面のみでなく、地形に合わせて区間ごとの設計とすること。地形の急峻な部分が多いため、全区間にわたっての拡幅、線形改良は不可能と思われるため、現状の線形、幅員を維持する区間が出て構わない。）
- 2) CBR試験結果に基づく舗装設計
- 3) 道路・斜面排水施設設計
- 4) 交通安全施設設置場所の特定
- 5) 斜面災害対策工の実施場所と各地点で適用される工法（本邦技術、素材の採用についても留意する。）
- 6) 道路拡幅、線形改良、斜面災害対策に必要となる土工の設計（おおよその土量を算定し、コスト積算が出来るレベル）

## (9) 施工方法

概略設計された施設について施工方法を検討し、特殊な工法や調達方法に影響を与えるような工法（国際入札や特命×随意契約が必要となる等）の有無について確認する。

## (10) 事業実施体制

インドの道路整備においては、一般的にEPC（Engineering, Procurement and Construction：設計施工の総価契約）という契約形態により、受注者がリスクを負う形で事業が実施されているが、今回対象となる山岳地の道路については、工事開始後の設計変更等のリスクが高く、かかる契約形態では応札者が出てこず、入札不調が頻発する可能性がある。そのため、円滑な事業実施のためには、受注者がリスクを負わないBOQ（Bill of Quantities、B/Q、FIDIC Red Book 準拠）契約による実施が望ましい。

この点を踏まえて、インドで実施されている国道整備事業の契約形態、事業実施体制、制度及び先行案件の調達監理実績を把握した上で、本プロジェクトの事業を実施するに際しての事業実施体制のあり方について検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 事業実施体制の確認
- 2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む。）
- 3) 実施機関の財政・予算状況
- 4) 実施機関の技術水準
- 5) 実施機関の当該類似事業実施の経験

<sup>4</sup> 貸与資料に含まれるインド政府作成のDetailed Project Report (DPR)を参照しつつ、概略設計で使用する平面縮尺、縦横断設計ピッチについて、プロポーザルにおいて提案すること。なお、機構が想定する平面縮尺、縦横断設計ピッチは以下の通り。

概略A：1/5,000、100m毎＋変化点（縦縮尺：1/500～1/1,000、横断図縮尺：1/500）

概略B：1/2,500、50m毎＋変化点（縦縮尺：1/250～1/500、横断図縮尺：1/250～1/500）

概略C：1/1,000、20m毎＋変化点（縦縮尺：1/100～1/200、横断図縮尺：1/100～1/200）

(11) 維持・管理体制

対象道路の運営・維持管理は、道路交通省が実施しているが、本事業実施により舗装道路が開通した後の維持・管理体制のあり方について、検討する。具体的には以下の項目について検討し、留意すべき事項について整理する。

- 1) 維持・管理体制の確認
- 2) 維持・管理機関の所掌業務、組織構造、人員体制の確認（法的な位置づけを含む。）
- 3) 維持・管理機関の財政・予算状況
- 4) 維持・管理機関の技術水準
- 5) 維持・管理機関の実績

なお、山岳道路の維持管理体制に関する技術協力事業を実施していることより、インド側が自力で維持管理を行うことを基本とするものの、4)の技術水準について、技術協力で支援すべき点があれば、支援内容を検討すること。

(12) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、既存の環境アセスメント報告書のレビューを行う。環境アセスメント報告書のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.01 Annex Bに記載ある内容が含まれているか否かを確認する。

不足している記載や内容を整理した上で、本協力準備調査において実施しておくべき環境社会配慮関連業務について、別紙「環境社会配慮業務の一般的な範囲」を参考に発注者に提案する。

発注者は、受注者の提案を受け、本協力準備調査で実施すべき環境社会配慮関連業務を確定したうえで、受注者と協議を行い、契約変更を行う。

(13) 気候変動適応策の検討

- 1) パリ協定に基づき、各国は「自国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contributions)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、本事業が当該国のNDCと整合していることを確認の上、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことを検討すること。
- 2) 本事業は、交通渋滞の緩和により、温室効果ガス(GHG)排出削減効果が期待されるため、気候変動(緩和策)に貢献する可能性がある。気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)の「3. 鉄道等・旅客(モーダルシフト)」等を参照し、本事業による温室効果ガス削減量の推計量の算定を行う。  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)
- 3) また、必要に応じて、下記リンクの気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)「11. 橋梁、道路、鉄道」を参照し、気候変動への適応策の検討を行うこと。  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)

(14) 事業実施スケジュール

調達手続きを含めた詳細設計/施工期間について、月単位のバーチャート(発注者の様式に基づく。)により、計画を策定する。この際、クリティカルな施工項目や本体施工以外の工程(EIA及びRAPの作成・承認や用地取得・住民移転等

を含む。)を示した上で、スケジュールの妥当性を検討する。

なお、各コンポーネントの詳細設計、入札書類作成、事前資格審査(PQ)、PQ評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きの各項目(ショートリスト・招請状・TOR作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結)の時期・期間もわかるようにする。

完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。

スケジュール作成にあたっては、モンスーン時期、州の予算制限、実施機関・地元施工業者の能力、国道の封鎖活動等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。用地取得が必要な場合は、この分のスケジュールもバーチャートに加える。

## (15) 概略事業費の算定

### 1) 事業費項目

概略事業費の積算にあたっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、インド国内の実勢価格動向を調査するとともに、国際的な価格動向も十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、当機構へ提出すること。

- a) 本体事業費(建設資機材費、設計数量策定、建設費積算(外貨・内貨別)等)
- b) 本体事業費に関するプライスエスカレーション
- c) 本体事業費に関する予備費
- d) 建中金利
- e) フロントエンドフィー
- f) コンサルタント費(プライスエスカレーションと予備費を含む)
- g) その他1(融資非適格項目)
  - ①用地補償等
  - ②関税・税金
  - ③事業実施者の一般管理費
  - ④他機関建中金利
- h) その他2
  - ①完成後の維持管理費(委託保守費)
  - ②初期運転資金
  - ③移転地整備にかかる費用(調査を通じて必要性が明らかになる場合)
  - ④研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
  - ⑤当該事業実施に伴い追加的に必要となる管理費

### 2) DPRにおけるコストとの比較

実施機関の作成するDPRと本調査において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に説明する。

### 3) 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つかみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行

う。

4) 概略事業費の算出様式

事業費については、別途発注者が提供するコスト積算支援ツールを使用し、作成されるコスト積算キット（Excelファイル）の様式にて提出する<sup>5</sup>

5) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）を参照する。

6) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第14条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル2009年3月版（試行版）」を参照して積算総括表を作成し、発注者に確認を得ることとする。

7) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を別途発注者が指示する様式にとりまとめ、提出する。

8) その他

適用レート等の積算にあたっての条件については、発注者と協議する。

(16) 必要な許認可等の確認

インド国内での環境社会配慮にかかる許認可（EIA レポート作成や用地取得等）、道路掘削許可、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。これら許認可等が必要となる場合は、その責任機関、所要期間等について確認する。

(17) プロジェクト実施に当たっての留意事項

プロジェクトを円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。

特に、プロジェクト実施の際しての以下の項目を含む調達方法のあり方については、考え方を整理して、「調達方法の留意事項」として、別途機構に提出する。

1) インドにおける当該類似業務の調達事情

- 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
- 現地コンサルタント（詳細設計、施工監理）の一般状況
- 現地施工業者の一般事情

2) 入札手法、契約条件の設定

- 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針 等

3) コンサルタントの選定方法

- International Consultantsの採否 等

4) 施工業者の選定方針

- PQ：Pre-Qualification条件の設定
- ICB：International Competitive Bidの採否
- LCB：Local Competitive Bidの採否
- 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方 等

---

<sup>5</sup> コスト積算支援ツールの動作環境は、WindowsOS（10以上）、Microsoft Office（2016以上）を推奨。Macintoshは推奨しない。



(18) 経済・財務分析及び運用・効果指標の検討

審査において活用することを念頭に、経済財務分析及び運用・効果指標の検討を行う。

(19) リスク管理シートの作成

本事業では契約後、別途発注者が提供する「リスク管理シート（Risk Management Framework）」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討し、シートを作成する。

(20) プロジェクトの評価

プロジェクトを定量的効果と定性的効果に分類して評価する。

定量的効果については、可能な限り定量的指標（運用・効果指標）を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。その他、定量的指標として内部収益率（EIRR）を算出する。財務的内部収益率（FIRR）については必要に応じ、算出するとともに、算出しない場合はその理由を整理する。

なお、本プロジェクトについては、定量的指標（運用・効果指標）として、①対象区間の平均移動速度又は時間、②対象区間の平均移動コスト、③対象区間の交通事故発生率、④対象区間の断面交通量（人流・物流）、⑤対象区間の年間通行可能日数等を想定している。

定性的効果としては、経済発展、対象区間の移動快適性、気候変動への適応等について評価することを想定する。

また、提案した運用・効果指標のモニタリング実施主体・方法につき提案する。

(21) 準備調査報告書（ドラフト）の作成、協議

上記調査結果を準備調査報告書（ドラフト）として取り纏め、インド政府関係者等に説明し、内容を協議・調整・確認する。

(23) 準備調査報告書の作成

インド政府関係者等への準備調査報告書（ドラフト）の説明・協議を踏まえ、準備調査報告書（成果品）を作成する。

## 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は（4）準備調査報告書及び（5）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内（2020年3月を想定）

部数：和文2部（簡易製本）、英文5部（簡易製本）

(2) インテリム・レポート

記載事項：プロジェクトの背景・経緯、DPRレビュー分析結果、対象道路の現況調査と課題の抽出、環境社会配慮スコアリング結果（対象地域の社会経済・自然環境の概況等含む）

提出時期：調査開始4ヶ月以内を目処（2020年7月を想定）

部数：和文2部（JICA）（簡易製本）、英文5部（簡易製本）

（3）準備調査報告書（ドラフト）

記載事項：調査結果の全体成果（要約、事業費積算、経済分析結果、概略設計、リスク管理シート、Time bound Action Plan等含む）

提出時期：調査開始7ヶ月以内を目処（2020年10月を想定）

部数：和文2部（JICA）（簡易製本）、英文5部（簡易製本）

（4）準備調査報告書

記載事項：調査結果の全体成果（要約3～5ページ程度を含む。）

提出時期：すべての現地調査・国内作業終了後（2021年1月を想定）

部数：

- |                  |      |
|------------------|------|
| 1）英文（製本版）        | 7部   |
| 2）英文（簡易製本版）      | 2部   |
| 3）英文（製本版のCD-R）   | 4セット |
| 4）英文（簡易製本版のCD-R） | 1セット |
| 5）和文要約（製本版）      | 5部   |
| 6）和文要約（CD-R）     | 3セット |

※準備調査報告書は、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成する。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と協議の上決定する。

- a) コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。
- b) 実施機関の経営・財務情報のうち、対外的に公開していない政策の内部検討状況、
- c) 民間企業の事業や財務に関わる情報、企業秘密となるような特殊ノウハウ等
- d) 社会配慮に係る個別の補償額等、個人が識別できる情報や、個人の権利利害を害する恐れのある情報等。ただし、既に公開されている情報を除く。）

（5）デジタル画像集

記載事項：プロジェクト対象サイト等のデジタル画像（作成時には画像を格納するだけではなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。）

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R 2部

## 環境社会配慮業務の一般的な範囲

以下の環境社会配慮業務を協力準備調査等の一環で実施する場合には、調査プロセスとして、相手国等によるステークホルダー協議、及び発注者による環境社会配慮助言委員会への諮問を実施することになる。それぞれにおいて、受注者の業務は以下のとおり。

### (1) 現地ステークホルダー協議

調査スコーピング案の作成及び報告書ドラフト作成の2つの段階で、相手国等がそれぞれ事前に十分な情報を公開した上で、ステークホルダー分析を踏まえて現地ステークホルダー協議を行う。その際、受注者はステークホルダー協議開催の支援を行い、協議の結果を調査結果に反映させる。

### (2) 環境社会配慮助言委員会への諮問

発注者は、発注者が主催する環境社会配慮助言委員会に、調査スコーピング案の作成及び報告書ドラフト作成の2つの段階で助言を求めため、受注者はその資料作成や質疑対応等の業務支援を行う。

## 1. 環境アセスメント報告書作成（改正）業務

環境アセスメント報告書に関する主な調査項目は、以下のとおり。

- (1) ベースとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済状況等に関する情報収集（特に汚染対策等に関しては、現地での測定に基づくデータの収集を含む。））
- (2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
  - 1) 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
  - 2) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法
  - 3) 関係機関の役割
- (3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- (4) （影響の予測（基本的に定量的予測を含む。））
- (5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む。）の比較検討
- (6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- (7) 環境管理計画・モニタリング計画（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）（案）の作成
- (8) 予算、財源、実施体制の明確化
- (9) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

## 2. 住民移転計画（Resettlement Action Plan）策定業務

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、既存の住民移転計画のレビューを行う。

住民移転計画のレビューにおいては、世界銀行セーフガードポリシーOP4.12 Annex AのResettlement Planに記載ある内容及び以下の項目が実施・記載されているか否かを確認する。不足している記載や内容については、追加の調査(データの更新を含む)を行う。具体的な手順については、世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。

なお、発注者は、発注者が主催する環境社会配慮助言委員会に「住民移転計画案作成方針」及び「住民移転計画案」を作成した段階で助言を求めるため、受注者は委員会へ出席するとともに、委員のコメントに対する回答案作成等において発注者を支援する。また、発注者と協議のうえ、上記委員のコメントを、調査の方針・内容及び報告書に反映させる。

なお、本事業のためにすでに州政府により用地取得手続きが進捗している場合、その進捗に応じてセンサス調査等の社会経済調査結果をアップデートすること。また、住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)と乖離がある場合、その解消策を発注者に提案する。

#### (1) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償金の算定方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理手続きに関する乖離については必ず確認する。

#### (2) 住民移転の必要性の記載

- 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転(所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む)・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるために検討された初期設計の代替案を記載する。

#### (3) 社会経済調査(人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査)の実施

- 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者(地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデートが宣言され、カットオフデート後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- 財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- 家計・生活調査は、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者(特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子供、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す)に係る情報を整理する。

#### (4) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件(地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非合法占有者を含む)を特定する。
- 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立

地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。

- OP4.12で定義される再取得費用に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得費用と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
  - 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。
- (5) 移転先地整備計画の作成（調査の結果、必要と判断される場合）
- 取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を選定し、住宅や社会基盤（水道や区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。また、移転先地整備に伴う環境影響評価、緩和策、環境管理計画を作成する。
- (6) 苦情処理メカニズムの検討
- 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。
- (7) 実施体制の検討
- 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。
  - 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、能力強化策を策定する。
- (8) 実施スケジュールの検討
- ①補償金や転居に必要な支援（引越手当等）を提供し終え、②移転先地のインフラ整備や社会サービス（医療や教育等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。
- (9) 費用と財源の検討
- 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。
- (10) モニタリング・事業終了評価方法の検討
- 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のため

に必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。

- 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

#### (11) 住民参加の確保

- 社会的弱者<sup>1</sup>や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、インフォーマントインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。
- なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

### 3. 先住民族計画（Indigenous Peoples Plan）策定業務

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）に基づき、事業特性に鑑みて必要な場合、先住民族計画（IPP: Indigenous Peoples Plan）案を作成する。先住民族計画案には、世界銀行セーフガードポリシーOP4.10 Annex Bに記載のある以下の内容が含まれる必要がある。

なお、発注者は、発注者が主催する環境社会配慮助言委員会に「先住民族計画案作成方針」及び「先住民族計画案」を作成した段階で助言を求め、受注者は委員会へ出席するとともに、委員のコメントに対する回答案の作成等において発注者を支援する。また、発注者と協議の上、上記委員のコメントを調査の方針・内容及び報告書に反映させる。

#### (1) 社会アセスメントの結果

社会アセスメントを実施し、以下を明らかにする。

- 1) 先住民族に関する現地法制度、組織体制
- 2) 事業地域の概要
- 3) 対象先住民族に関する基本情報収集（人口、社会、文化、政治、慣習的、伝統的に利用してきた土地や資源等）
- 4) ステークホルダー分析及びプロジェクト準備、実施、モニタリングにおける協議方法（当該先住民族の文化を反映し、住民の意見を取り入れるために最も適切と考えられる協議方法を提案すること）
- 5) プロジェクトの影響（負の影響のみではなく、正の影響も含む）及び影響を受ける人々の数、影響を受ける人々の属性、生計手段や土地、資源の利用、コミュニティ外との交流状況

---

<sup>1</sup>女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

(2) コミュニティとの協議の要約

プロジェクト形成段階に実施され(0P4.10 AnnexA)、当該プロジェクトに対するコミュニティの幅広い支持をもたらした、影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議の要約。

注1) 協議では、当該先住民族が理解できる言語と様式による説明が行われることが必要である。

注2) 協議を実施する際は、十分な情報が提供された上での自由な事前の協議となるよう文化的に適切な手法で開催されることが必要である。住民協議実施方法を工夫し(女性や老人が参加しやすい環境の提供、協議実施を支援するNGO・コンサルタントの雇用、外部有識者によるモニタリング体制の構築等)、プロジェクトに関する情報は、潜在的な負の影響も含めて全ての関連情報を提示する必要がある。

注3) 例えば、フォーカスグループディスカッションを行う等、女性、こども、老人、貧困層、少数民族、障害者、マイノリティなど社会的に脆弱なグループに配慮したステークホルダー協議が行われるよう支援する。

注4) 住民の意見を十分に確認するために、同一コミュニティを対象に、実施機関の職員が同席せず先住民族計画案の作成を行うNGOのみにて実施される協議及び実施機関の職員が同席する協議の2段階の協議が行われることが望ましい。

(3) コミュニティとの協議実施枠組み

プロジェクト実施中に行われる影響を受ける先住民族コミュニティとの自由かつ早期の段階から十分な情報を提供した上での協議を確保するための枠組み(0P4.10の第10項を参照)。

(4) 先住民族がプロジェクトの利益を享受するためのアクションプラン

必要に応じ、プロジェクト実施機関の能力強化策も含め、先住民族が文化的に適切な社会的・経済的利益を享受することを確保するための方策を定めたアクションプラン。

(5) 潜在的な負の影響の回避、緩和、代償するためのアクションプラン

先住民族への潜在的な負の影響が想定される場合、そうした負の影響を回避し、最小化し、緩和し、もしくは代償するための方策を定めた適切なアクションプラン。



「北東州道路網連結性改善事業（国道208号・127B号線）」地図



(出典：©2019 Maps of India)



(出典：©2019 Google Map)



【拡大図】

参考として他フェーズの対象区間も記載

フェーズ 1

- ・A区間
- ・B区間（バイパス含まず）

フェーズ 2

- ・B区間（バイパスのみ）

フェーズ 3

- ・D区間

フェーズ 4

- ・E区間

本調査

- ・F区間

国道208号線：トリプラー州（コワイ-サブルーム区間）

国道127B号線：アッサム州部分及びメガラヤ州

※国道208号線（カライシャール-テリアムラ区間はインド政府が先行してF/Sを実施中）



- ・アッサム州部分：  
スリランプル～ドゥブリ
- ・メガラヤ州部分：  
ファキルガンジ～プルバリ～トゥラ

(出典：©2019 Google Map)

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：道路セクターにかかる各種調査／設計業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／交通計画（2号）

➤ 道路計画・設計（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／交通計画）】

a) 類似業務経験の分野：交通計画にかかる各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インド国及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 道路計画・設計】

a) 類似業務経験の分野：道路計画・設計にかかる各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：インド国及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

2019年3月より業務を開始し、2020年7月を目途にインテリム報告書を提出する。その後業務を継続し、2020年10月までに準備調査報告書（ドラフト）、2021年1月までに準備調査報告書を作成・提出する。

### (2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

#### 1) 業務量の目安

合計 約29.6 人月

#### 2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 業務主任者／交通計画（2号）
- 道路計画・設計（3号）
- 斜面・防災・排水対策
- 交通調査・解析
- 環境社会配慮（自然環境調査）
- 環境社会配慮（社会調査）
- 橋梁計画・設計
- 経済財務分析
- 通関・関税制度
- 施工計画（調達・積算含む）
- 自然条件調査

### (3) 現地再委託

以下の項目については、現地での再委託を認めます。

- 1) 簡易交通量調査
- 2) 自然条件調査（気象・水門調査、地形調査、地質調査、CBR試験等）
- 3) 環境社会配慮関連業務

注) 1)、2)、3)は、契約変更により業務が追加された場合

### (4) 安全管理

- 1) インドへの渡航旅程は、渡航に先立って発注者のインド事務所安全管理アドレス宛に届け出るとともに、旅程に変更があった場合にも速やかに当該変更を届け出ること。
- 2) インド国内で使用可能な携帯電話を携行することとし、当該電話番号を上記旅程と共にインド事務所に届け出ること。
- 3) アッサム州の一部及びメガラヤ州の一部地域等への渡航については、発注者の承認を要することとする。具体的な承認用要する地域については、契約締結後、発注者が提供する「JICA 安全対策措置」で確認すること。なお、承認手続きは、監督職員（南アジア部）を窓口とし、インド事務所／安全管理部が可否

を確認することとなる

- 4) インド国内の長距離の移動については、可能な限り空路を利用すること。なお、調査対象地以外の地域への渡航が必要な場合は、JICA 安全来策措置に沿った対応が求められる。
- 5) インド事務所が、発注者の費用負担で、地元警察棟の警護を依頼する場合がある。その場合、業務旅程において、警察等と同行すること。

#### (5) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適當な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- 1) 国連地図<sup>6</sup>を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。(国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン<sup>7</sup>を参照)。
  - a) データの参照元が国連である。
  - b) 該加工は JICA によるものである。
  - c) 領土、国境等に関する JICA としての公的な見解を示すものではない<sup>8</sup>。
- 2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土であるかを示さない(1)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する発注者としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。
- 3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域(カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域)については、配色等でどの国の領土とみなしているかを表さない。また、2) 同様に、領土、国境等に関する発注者としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

### 3. プロポーザル作成上の条件

#### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。

<sup>6</sup><http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

<sup>7</sup><http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

<sup>8</sup> 記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA



ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html))

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

1) 旅費（その他：戦争特約保険料）

2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 消費税及び地方消費税（税率：10%）を含めて見積もってください。

- (4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。
- 東京⇒デリー⇒東京（エア・インディア）
  - 東京⇒バンコク⇒デリー⇒バンコク⇒東京（タイ航空）
  - 東京⇒シンガポール⇒デリー⇒シンガポール⇒東京（シンガポール航空）
- (5) 契約変更して実施を想定する「自然条件調査」について、競争参加者が現時点でイメージする自然条件調査の内容・範囲に対する参考見積書を、可能な範囲内でかまいませんので、提出してください。本参考見積書は、本体の見積書とは別に作成し、見積書に同封してください。
- (6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、一般業務費（賃料借料）で計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料として、機材費（機材購入費）に計上してください。

## 6. 配布資料／閲覧資料等

- (1) 配布資料
- 環境社会配慮カテゴリ B 案件報告書執筆執務要領
  - IRR 算出マニュアル
  - インド政府作成のF/S (DPR) 報告書本文（国道208号線（カリアシャーラ-テリアムラ区間含む）
  - 安全対策ガイダンス
- (2) 公開資料
- Preparatory Study For Road Network Improvement In North-East States Of India  
Phase1:  
[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009ijqki-att/c8h0vm00009pa853.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009ijqki-att/c8h0vm00009pa853.pdf)  
Phase2:  
(NH40)  
[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9euo.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9euo.pdf)  
(NH54)  
[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9eur.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm00009um3lw-att/c8h0vm0000bd9eur.pdf)  
Phase3:  
[https://www.jica.go.jp/english/our\\_work/social\\_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm0000as3y0t-att/c8h0vm0000czwmci.pdf](https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/india/c8h0vm0000as3y0t-att/c8h0vm0000czwmci.pdf)
  - 南アジア地域におけるクロスボーダー交通インフラ整備・改善に係る情報収集・確認調査 報告書  
[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148755\\_01.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12148755_01.pdf)
  - 「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月版）  
[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant\\_aid/guideline/plan\\_man.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html)

別紙：プロポーザル評価表

## プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	( 10 )	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	( 40 )	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	( 50 )	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	( 34 )	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／交通計画</u>	(34)	(15)
ア) 類似業務の経験	13	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	6	3
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	3	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	( )	(15)
ア) 類似業務の経験		6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		3
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>道路計画・設計</u></b>	( 16 )	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	



## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

1	業務名称	案件名
2	対象国名	国名（地域名）
3	履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4	契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- （5）附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

#### （監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：南アジア部南アジア第一課の課長
- （2）分任監督職員：なし

#### （契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

#### （共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2018年5月）」を削除し、「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2019年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い

本条を削除する。

**【オプション】**

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成  
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成  
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

20〇〇年〇〇月〇〇日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan\\_201808.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf)

---

[附属書 I ]

## 共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。  
[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/ku57pq00001mp316-att/attach01\\_201805.pdf](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf)
-